

奈良県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十七項の規定により、姫谷  
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

令和元年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 堂本 明夫

五條市靈安寺町一七五八

水取 憲男

二〇〇四

橋本 重夫

四〇九

清水 貞實

一九一六

樽井 定弘

二〇六〇一

西出 勉

一四九八一一

森脇 和男

一三八一二

岩井 勝実

一七三三一一

芳田 宏次

三〇六

監事 堂本 明夫

五條市靈安寺町一七五八

水取 憲男

二〇〇四

橋本 重夫

四〇九

宮崎 啓介

二〇六〇一

樽井 定弘

一四九八一一

西出 勉

一三八一二

岩井 勝実

一七三三一一

監事 堂本 明夫

六六七一二

芳田 宏次

三〇六

芳田 稔輔

六六七一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 堂本 明夫

六六七一二